

発議第 3号

「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和3年9月14日 提出

提出者 江差町議会議員 小 梅 洋 子

賛成者 江差町議会議員 飯 田 隆 一

” ” 小 野 寺 真

” ” 小 林 くにこ

” ” 大 門 和 幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

## 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書

さまざま課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、2021年3月31日、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法）の一部を改正する法律」が成立し、小学校全学年での35人学級の実現に道を開きました。

しかし、35人以下学級でも学級規模は大きく、コロナ禍のもと、密を避けるための身体的距離の確保など、さらなる少人数学級を求める声がだされています。そして、小学校全学年での35人以下学級を5年かけずに早期に実現すること、小学校・中学校・高校の全学年で「20人学級」を展望したさらなる少人数学級の実現は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。また、義務標準法の改正の動きを受けて、自治体独自の少人数学級は今年度、15道県5政令市で前進していますが国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、小学校・中学校および高校全学年で、「20人学級」を展望したさらなる少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことがきわめて重要です。

よって、江差町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 国の責任で、小学校、中学校、高校のすべてで「20人学級」を展望した、少人数学級をさらに前進させること。
2. 国は少人数学級実現のため、義務標準法・高校標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月14日

江差町議会議長 打越 東亜夫